

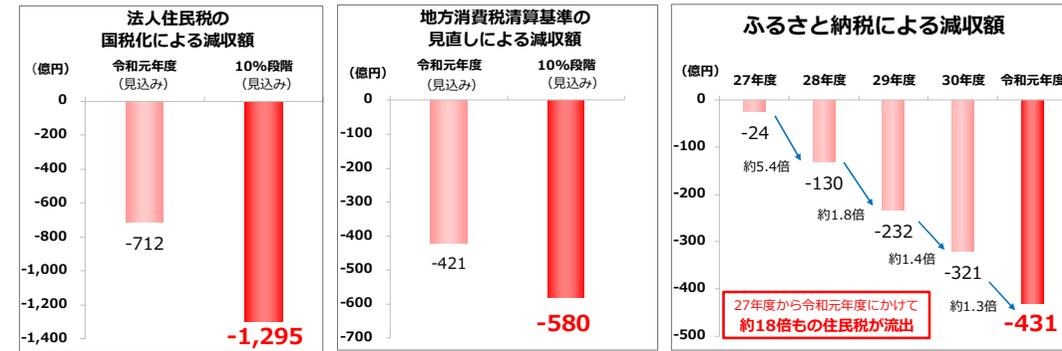
不合理な税制改正に対する特別区の主張（令和元年度版）【概要】

地方法人課税の一部国税化や地方消費税の清算基準の見直し、ふるさと納税などの不合理な税制改正によって、特別区は貴重な税源を奪われています。特別区は、特有の財政需要があり、将来的に膨大な額の財源が必要です。地方財源の不足や地域間の税収格差の是正は、国の責任において地方交付税の法定率を引き上げ、調整するべきものであり、自治体間に不要な対立を生むような措置は是正されなければなりません。

1. 不合理な税制改正の影響

- ✓ これまでの不合理な税制改正による特別区への影響額は、消費税率10%段階において、**約2,300億円/年**にもなります。
- ✓ 本来であれば、区民の皆様のために使われるべく納めていただいた税金が、「東京は財源に余裕がある」などの**一方的な見方によって、国に奪われています。**
- ✓ これは、**応益負担や負担分任という地方税の本旨を無視したものです。**

◆ 減収額は相当な規模であり、区の財政に多大な影響を及ぼしています。



◆ 減収見込みの約2,300億円を区のサービスに換算すると、

- 保育所** を新たに建てる場合は、**1,119** 所分
- 特別養護老人ホーム** を新たに建てる場合は、**174** 所分
- 小学校** を建て替える場合は、**133** 校分
- 23区のごみ処理** の費用は、**2年7** か月分

に相当し、これだけ大きな規模の額が毎年、奪われています。

20年間で、約4.6兆円が奪われる計算（※）になります。

※約2,300億円（年）×20年間＝約4兆6,000億円

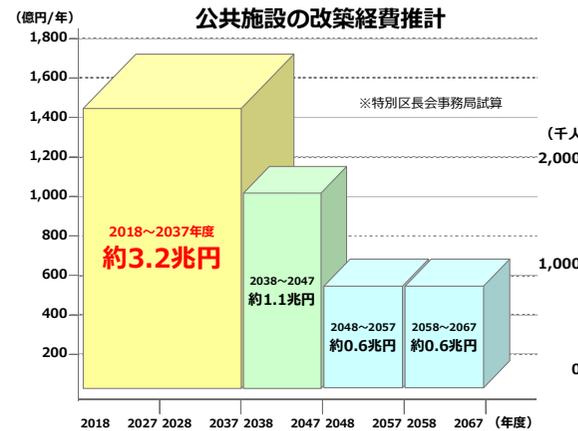
必要額よりも多くの額が奪われる



2. 今後も多くの財源が必要

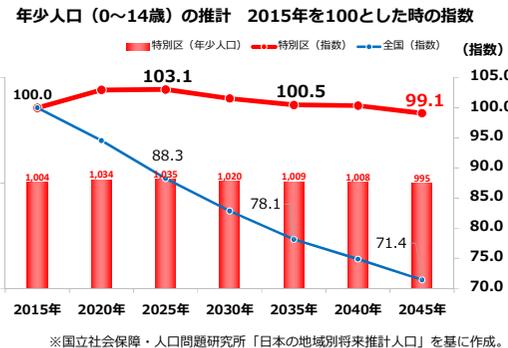
- ✓ 特別区のような都市部は、人口集積により行政効率が高まることから、地方都市と比べて行政コストが抑えられるという見方があります。
- ✓ しかし、特別区は**2040年頃**には高齢者が急増し、膨大な改築需要も生じるなど、**特別区ならではの財政需要があり、将来的に多くの財源が必要です。**

2037年までに**公共施設の改築需要は約3.2兆円**。
※特別区は公立小中学校の5割超が築45年超（全国は2割弱）

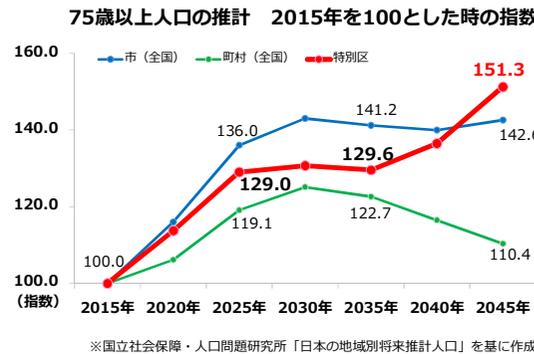


年少人口は、全国的には減少していくものの、特別区は**2040年頃まで高止まりする見込み**。

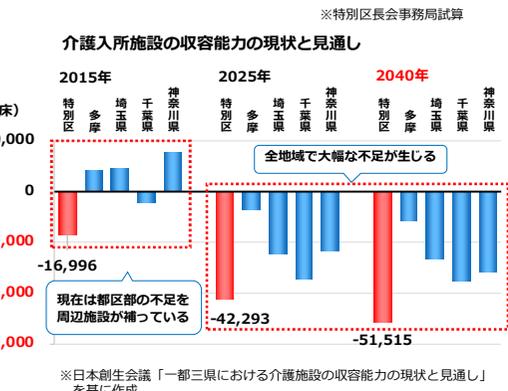
さらに幼児教育・保育の無償化の影響もあり、今後も保育需要の増加が見込まれる。



75歳以上人口は、全国的には2030年以降、伸びが抑えられるものの、特別区は**2040年頃から大きく伸びるため、後期高齢者対応の需要の急増が見込まれる。**



2040年に不足が見込まれる51,515床分の介護入所施設を整備する場合、約7,000億円がかかる。



このほか、**首都直下地震に対する防災・減災対策**など特別区特有の財政需要があります。

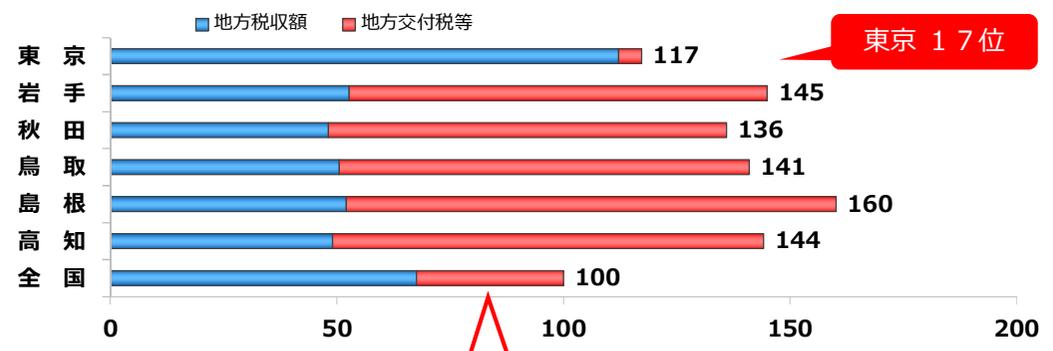
約20年間において生じる様々な行政需要のうち、上記のような一部でも、**約3.9兆円が必要**（※）です。

※約3.2兆円（改築需要）+約7,000億円（介護入所施設整備）＝約3兆9,000億円

3. 平均的な税収にも関わらず奪われていく

- ✓ 地方税に地方交付税等を合わせた**人口一人当たりの税収**を比較すると、東京は**ほぼ全国平均**であり、他の道府県と比較して東京の税収が突出している訳ではありません。
- ✓ 東京は地方交付税の原資の多くを国税で負担しています。地方税収の多寡などの側面のみ焦点を当てて、あたかも財源に余裕があるとして税源が奪われています。

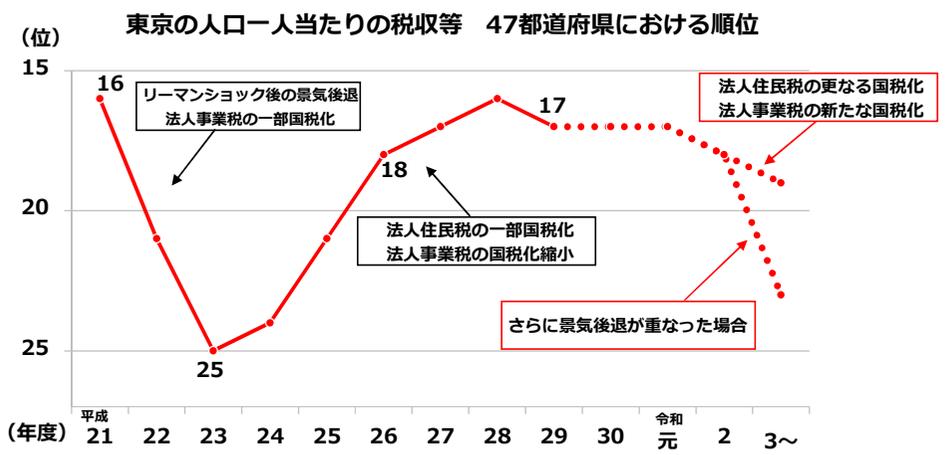
人口一人当たりの地方税収額と地方交付税等の税収（全国平均を100とした場合）



すでに地方交付税の原資の**4割以上**を東京都の住民（個人、法人）が負担しており、**地域間の税収格差の解消に大きく貢献しています。**

※総務省「平成31年度 地方税に関する参考計数資料」を基に作成。平成29年度決算。区域内の区市町村を含む。

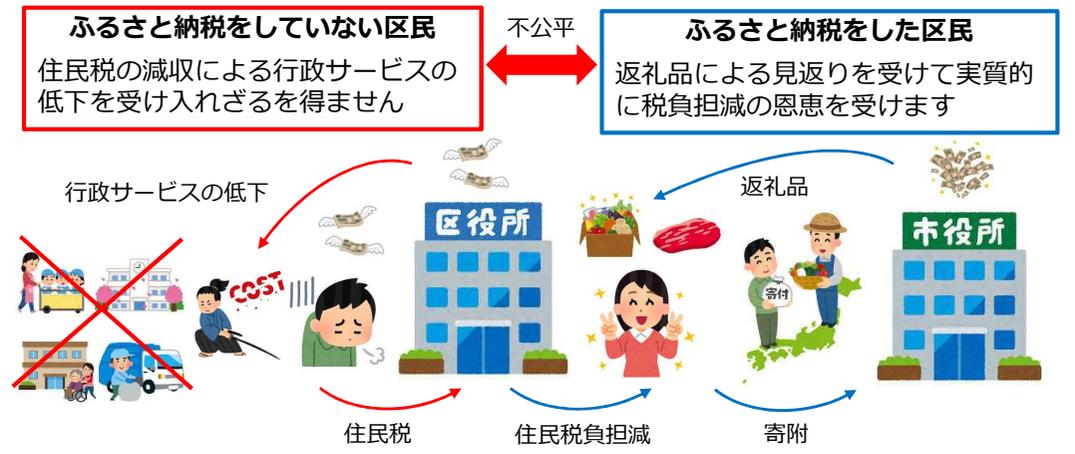
- ✓ 法人住民税の更なる国税化、法人事業税の新たな国税化が始まったことによって、**東京の人口一人当たり税収額はさらに低くなり、その結果、相対的な行政サービスの低下を招きかねません。**



※総務省「平成31年度 地方税に関する参考計数資料」を基に作成。平成30年度以降はイメージ。税収等は、道府県税、市町村税、地方交付税、地方譲与税。

4. ふるさと納税は抜本的な見直しが必要

- ✓ ふるさと納税は、税の使われ方を考えるきっかけとなること、生まれ故郷やお世話になった地域の力になれることなどが、制度の趣旨とされています。
- ✓ しかし、**返礼品を受けた区民は恩恵を受け、その他の区民は減収による区民サービスの低下を受け入れざるを得ないといった不公平が生じるなど、制度に歪みが生じています。**



- ✓ 寄附金控除額は特別区全体で**約431億円**となっており、相当分の区民サービスの低下を招きかねません。
- ✓ また、ワンストップ特例制度によって、本来は国税から控除する分まで地方税で肩代わりさせられており、その額は**約21.3億円**に及んでいます。
- ✓ 平成31年度（令和元年度）税制改正において、過剰な返礼品を制限する、制度の見直しが図られたものの、引き続き、**制度本来の趣旨に立ち返った見直しを行うべきです。**

※寄附金控除額等は、令和元年度の影響額。

5. 地方税財源の拡充こそ地方分権のあるべき姿

- ✓ 今必要なことは、全国各地域が自らの責任で真に必要な住民サービスを提供するとともに、自治体間の積極的な交流や協働事業によって共存共栄する良好な関係構築を図ることです。
- ✓ 税源の奪い合いにより自治体間に不要な対立を生むような制度は認められません。
- ✓ **国の責任により地方税財源総体を拡充していくことこそ、地方分権の本来の姿であり、今後とも特別区長会は、地方税財源の充実・確保及び自治体間に不要な対立を生む不合理な税制改正を是正するよう、国に求めています。**